

報道関係各位

飯	能	市
記	者	発
表	資	料
令	和	3
年	2	月
8	日	

件 名 南高麗地区における“農のある暮らし”「飯能住まい」の エリア拡大について

1 概要

“農のある暮らし”「飯能住まい」（以下「飯能住まい」という。）は、「第5次飯能市総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも位置付けられた、本市の定住人口増加策の一つとして実施しています。

市では、南高麗地区における「飯能住まい」のエリア拡大に向け、埼玉県との協議を進めてまいりましたが、令和2年12月に、埼玉県知事より「申請のとおりエリアを拡大することについて支障なし」との回答を得られたことから、令和3年4月1日より、「飯能住まい」のエリア拡大を行うものです。

2 内容

（1）エリア拡大の理由

平成28年4月の「飯能住まい」制度開始以降、現在までに31組101名からの建設計画認定の申請を受け、既に18組55名のご家族が南高麗地区に移住しており、南高麗地区全体の人口推移（※別紙1）は、減少から増加に転じている状況です。

一方、南高麗地区にお住まいの方々、中でも今回のエリア拡大の対象である大字荻生、大字下直竹の地域住民からは、更なる定住促進による地域コミュニティの活性化に向けた要望が寄せられているほか、本市への移住を検討している方々からは、南高麗地区において、新しい土地の紹介を希望する声を多くいただいています。

また、昨今のコロナ禍において、特に都心部にお住まいの方から「勤務がテレワーク中心となったため、都心を離れ、郊外での生活を望んでいる。」「コロナ禍において都心での生活を見直し、都心の密を避け、子どもがのびのびと生活できる環境を求めている。」といった移住相談が昨年度に比べ約3倍に増加するなど、「飯能住まい」への注目度が更に高まっている状況です。

（2）エリア拡大後の対象範囲

別紙2のとおり

担当者
建設部参事兼まちづくり推進課長
吉田 昌弘
連絡先 Tel 042-973-2268